報告第29号～第32号

令和８年１１月２４日

専決処分の報告について

鈴　　鹿　　市

報　告　目　次

報告第 29 号　専決処分の報告について ····· 1
報告第 30 号　専決処分の報告について ····· 5
報告第 31 号　専決処分の報告について ····· 11
報告第 32 号　専決処分の報告について ····· 15

報告第２９号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２８日

鈴鹿市長　末　松　則　子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

１　損害賠償の額

２９６，０００円

２　和解の相手方

鈴鹿市

個人

３　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和８年８月８日、白子町地内の市道白子１５７号線において、相手方が所有する車両をその孫が運転中、当該市道の端に生じていたアスファルトのひび割れを通過した際、当該車両の右側前輪、フロントバンパー等を損傷したもの

報告第３０号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

専　決　処　分　書

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１１月４日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

理　由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第２１号

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年鈴鹿市条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（多量の一般廃棄物の処理等） 第12条　市長は、法第６条の２第７項の規定により多量の一般廃棄物を生ずる者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。	（多量の一般廃棄物の処理等） 第12条　市長は、法第６条の２第５項の規定により多量の一般廃棄物を生ずる者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第３１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専　決　処　分　書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１１月６日

鈴鹿市長　末　松　則　子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

１　損害賠償の額

３５３，１００円

２　和解の相手方

鈴鹿市

個人

３　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和８年６月３０日、鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校の敷地内において、部活動中の生徒がバレーボールの練習をしていたところ、ボールが隣接する道路に飛び出し、当該道路を走行中の相手方車両のルーフパネル等を損傷したもの

報告第３２号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専　決　処　分　書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１１月１３日

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　被告となるべき者

[redacted]

２　請求の趣旨

（１）　被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。

（２）　被告は、原告に対し、金２７４，９００円及び令和８年１０月１７日から第１号の建物明渡済みまで１か月金８４，４００円の割合による金員を支払え。

（３）　訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び第２号につき仮執行宣言を求める。

３　物件目録

[redacted]

４　訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町１番１５号　ＰＣＯ四日市駅前５階

杉岡法律事務所

弁護士　杉岡　治